

## 大型リモコン式草刈機の貸出しに伴う Q&A

### Q1 目的は？

A1 県が管理する一級河川及び二級河川の維持管理、堤防除草などの河川愛護活動の安全確保や作業負担の軽減

### Q2 大型リモコン式草刈機は満タンでどのくらい運転可能？

A2 満タン容量は 11L で、満タンで約 2～3 時間運転可能です。

### Q3 使用可能な場所は？

A3 県が管理する一級河川及び二級河川の堤防

### Q4 利用団体の登録とは？

A4 リモコン式草刈り機の貸出しにおいて、利用団体への登録が必須となっています。  
登録期間は許可日から最大 3 年間となっており、3 年を超えて草刈機の貸出しを希望する場合は、改めて利用団体登録を申請してください。登録を行うことで、大型・小型のリモコン式草刈機が共に貸出可能になります。

### Q5 利用団体登録団体の流れは？

A5 利用団体登録申請書（様式第 1 号）を島田土木事務所に提出してください。

### Q6 利用団体登録の申請内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要？

A6 利用団体変更申請書（様式第 1 号）を島田土木事務所に提出してください。

### Q7 燃料費は誰が負担するの？

A7 燃料費については基本島田土木事務所の負担とします。草刈機に係る燃料は、満タンで貸出を行いますが、返却時には満タンである必要はありません。  
また、貸出希望届で予備ガソリン（10L 分：約 2～3 時間分）の希望を確認しています。置き場所についてですが、炎天下、直射日光下は発火の危険性があるため、必ず避けてください。  
ただし、貸出期間中に燃料がなくなった場合かつ作業続行する場合は、団体の負担とさせていただきます。

### Q8 公道走行は可能なの？

A8 法律上、公道上で運転することはできません。走行させたものは、刑事処罰の対象となる可能性があるため、ご注意ください。

公道を走行し、交通事故等が発生した場合は、県が加入するリバーフレンド活動保険やリモコン式草刈機の動産保険は適用されません。

●**事故発生時等緊急連絡先**

島田土木事務所企画検査課

T E L : 0547-37-5272

F A X : 0547-37-6247

メール : [shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp)